

第2章

明石市の文化財の概要と特徴

1. 指定等文化財

本市における指定等文化財は、令和3（2021）年3月現在で、国指定文化財が6件、県指定文化財が13件、市指定文化財が41件、国登録有形文化財が5件、県登録有形文化財が1件の総数66件を数える。

2. 調査によって把握した歴史文化遺産

これまでの文献調査ならびに文化財所有者や本市の小校区単位（28か所）のコミュニティ組織である校区まちづくり組織を対象としたアンケート調査で把握された未指定の歴史文化遺産は、合計875件にのぼる。

種別をみると、建造物の石造物が216件と最も多く、民俗文化財の風俗慣習が95件、建造物の神社が90件、寺院が75件、その他建造物が68件、記念物のうち遺跡が69件である。

地域別にみると、明石城の城下町であった明石東部が354件と市域全域のなかで約40%を占める。

3. 明石市の文化財等の特徴

本市では重要文化財（建造物）である明石城「巽櫓」^{たつみやぐら}、「坤櫓」^{ひつじさるやぐら}を代表として、指定・未指定の歴史文化遺産を含めると建造物が最も多い。

また、無形の民俗文化財の「大蔵谷の牛乗り」や「明石浦のおしゃたか舟」をはじめとして、未指定であるが、有形の民俗文化財である「布団太鼓」、無形の民俗文化財である年中行事、さらには「明石焼」に代表される豊かな食文化が現代にも継承されていることが特徴である。

第2章 明石市の文化財の概要と特徴

1. 指定等文化財

本市における指定等文化財は、令和3（2021）年3月現在で、国指定文化財が6件、県指定文化財が13件、市指定文化財が41件、国登録有形文化財が5件、県登録有形文化財が1件の総数66件を数える。（表2-1、表2-2、図2-1参照）

なお、本市の歴史等に関する資料や文化財を収蔵し、展示・公開、調査研究等を行う文化施設として、明石市立文化博物館が平成3（1991）年に開館した。

同館の常設展では明石の歴史を8つの特徴で紹介し、200万年前に棲息したアカシゾウの骨格復元模型や明石原人の腰骨（複製）、明石ゆかりの源氏物語の紹介や江戸時代の明石焼などの焼物などが展示されている。

同館は市指定文化財の、あかしほんしゅじしめんきょじょう明石藩主地子免許状（古文書）や明石城御殿平面図（工芸品）、ふじむら藤村たんじょう覃定作「地球儀」（工芸品）、ひどきんこぎねどうまるぐそくしかなまえだちえぼしかたほりかけかぶとつき緋威金小札胴丸具足獅嚙前立烏帽子形張懸兜付（工芸品）などを所蔵する。

表2-1 明石市の文化財

区分		国				県		市	合計	
		指定	選定	選択	登録	指定	登録	指定		
有形文化財	建造物	2			5	3	1	6	17	
	美術工芸品	絵画					2		3	5
		彫刻					2		2	4
		工芸品							6	6
		書跡・典籍	3						3	6
		古文書							1	1
		考古資料					3		3	6
歴史資料							4	4		
無形文化財						1			1	
民俗文化財	有形の民俗文化財							1	1	
	無形の民俗文化財							5	5	
記念物	遺跡（史跡）	1				2		6	9	
	名勝地（名勝）								0	
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）							1	1	
計		6			5	13	1	41	66	



国指定建造物 明石城坤櫓



国指定建造物 明石城翼櫓



国指定史跡 明石城跡



県指定建造物 高家寺本堂
（明石観光協会）



市指定建造物 織田家長屋門



市指定史跡 カゲユ古墳（1号墳）



図 2 - 1 明石市の指定文化財（美術工芸品、古文書等を除く）

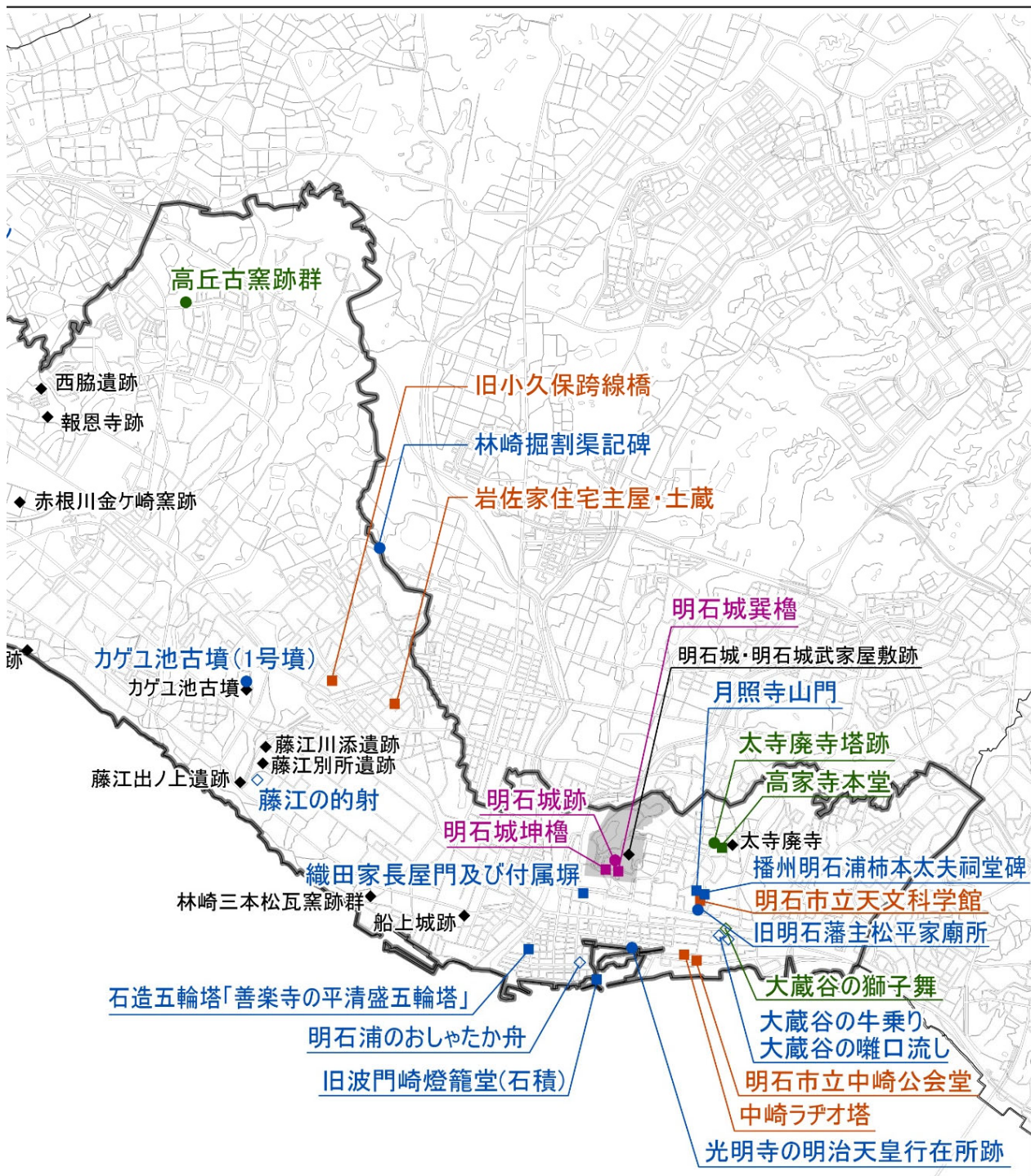


図2-1 明石市の指定文化財（美術工芸品、古文書等を除く）

表 2-2 明石市の文化財 (1/2)

種別		名称	所在地	所有者	備考
国	建造物	明石城巽櫓	明石公園1-27	兵庫県	1棟(三重三階櫓、本瓦葺)
国	建造物	明石城坤櫓	明石公園1-27	兵庫県	1棟(三重三階本瓦葺) 附板札1枚、元文22年5月吉日の記がある
国	書跡	後桜町天皇宸翰短籍	人丸町1-26	柿本神社	45葉
国	書跡	仁孝天皇宸翰及一座短籍(49葉)	人丸町1-26	柿本神社	京都国立博物館
国	書跡	桜町天皇宸翰及一座短籍	人丸町1-29	月照寺	寄託
国	史跡	明石城跡	明石公園	兵庫県	273, 771. 50m ²
県	建造物	石造燈籠	魚住町中尾1031	住吉神社	1基
県	建造物	石造五輪塔	魚住町清水1151	西福寺	1基
県	建造物	高家寺本堂	太寺10-35	高家寺	1棟
県	絵画	麻布著色孟蘭盆曼荼羅	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	1幅
県	絵画	神馬図絵馬	魚住町中尾1031	住吉神社	明石市立文化博物館寄託
県	彫刻	木造聖観音立像	材木町14-5	宝林寺	1躯
県	彫刻	薬師如来坐像	太寺10-35	高家寺	1躯
県	考古資料	鷗尾と断片	上ノ丸2-13-1	明石市	2基
県	考古資料	藤江別所遺跡出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	125点(土器113、銅鏡9、銅鍬1、車輪石1、勾玉1)
県	考古資料	報恩寺跡本堂基壇一括出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
県	無形民俗文化財	大蔵谷の獅子舞	大蔵本町6-10	大蔵谷獅子舞保存会	
県	史跡	高丘古窯跡群(5・6・7号窯)(8・9号窯)	大久保高丘2603-57・94・95	明石市	4, 455m ²
県	史跡	太寺廃寺塔跡	太寺10-35	高家寺	約130m ²
市	建造物	播州明石浦柿本大夫祠堂跡	人丸町1-26	柿本神社	
市	建造物	月照寺山門	人丸町1-29	月照寺	
市	建造物	織田家長屋門及び付属塀	大明石町2	織田家	
市	建造物	石造五輪塔「善楽寺の平清盛五輪塔」	大観町11-8	善楽寺	
市	建造物	住吉神社楼門	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	建造物	旧波門崎燈籠堂(石積)	港町2-9地先	明石市	1基
市	絵画	絵馬「加茂競馬の図」	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	絵画	絵馬「森狙仙筆猿の図」	人丸町1-26	柿本神社	京都国立博物館寄託
市	絵画	三十番神像	日富美町6-8	本立寺	
市	彫刻	木造毘沙門天及び両脇侍像	林2-2-12	宝蔵寺	
市	彫刻	石造狛犬	人丸町1-26	柿本神社	
市	工芸品	光明寺の和鐘	鍛冶屋町5-20	光明寺	
市	工芸品	明石城太鼓	上ノ丸1-20-7	明石神社	
市	工芸品	明石城御殿平面図	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	藤村覃定作「地球儀」	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	鱒口	本町1-16-7	柴屋町地藏講中	
市	工芸品	緋緘金小札胴丸具足 獅嚙前立烏帽子形張懸兜	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	書跡	三十六歌仙絵及び和歌式紙	人丸町1-29	月照寺	
市	書跡	柿本人麿神位・神号に関する文芸資料等及明石藩関連資料	人丸町1-29	月照寺	明石市立文化博物館寄託
市	書跡	冷泉為理柿本社奉納和歌	人丸町1-29	柿本神社	

表 2-2 明石市の文化財 (2/2)

種別	名称	所在地	所有者	備考	
市	古文書	明石藩地子免許状	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	藤江別所遺跡井戸内出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	林崎三本松瓦窯跡群出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	寺山古墳石室及び出土品一括	魚住町錦が丘3	明石市	
市	歴史資料	大和型船模型	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	歴史資料	子午儀	人丸町2-6	明石市	
市	歴史資料	日本標準時子午線関係資料	人丸町2-6他	明石市	
市	歴史資料	徳川家康感状等横河家伝来資料	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	有形民俗	住吉神社の能舞台	魚住町中尾	住吉神社	
市	無形民俗	大蔵谷の囃口流し	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗 芸能保存会	
市	無形民俗	大蔵谷の牛乗り	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗 芸能保存会	
市	無形民俗	明石浦のおしゃたか舟	材木町8-10	おしゃたか 舟保存会	
市	無形民俗	藤江の的射	東藤江2-15	的射行事保 存会	
市	無形民俗	清水のオクワハン	魚住町清水1377	清水村民俗 世話人	
市	史跡	旧明石藩主松平家廟所	人丸町2-26	長寿院	
市	史跡	横河重陳墓	二見町東二見1643	観音寺	
市	史跡	林崎掘割渠記碑	鳥羽1975-1	明石掘割土 地改良組合	
市	史跡	カグユ池古墳 (1号墳)	藤江2030	明石市	
市	史跡	光明寺の明治天皇行在所跡	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	
市	史跡	幣塚古墳	清水字上野1275-1	明石市	
市	天然記念物	瑞応寺のそてつ	二見町東二見1910	瑞応寺	
国登録	建造物	岩佐家住宅主屋・土蔵	野々上3	岩佐家	各1棟
国登録	建造物	明石市立天文学館	人丸町2-6他	明石市	1棟
国登録	建造物	明石市立中崎公会堂	相生町1-9-16	明石市	1棟
国登録	建造物	旧小久保跨線橋	小久保1-10	明石市	1棟
国登録	建造物	中崎ラヂオ塔	相生町1-119-5	明石市	1棟
県登録	建造物	茨木酒造	魚住町西岡1377	茨木酒造合 名会社	7棟

※種別の略記は次の通りとする。国＝国指定文化財、県＝県指定文化財、市＝市指定文化財、
国登録＝国登録有形文化財 県登録＝兵庫県登録有形文化財

2. 調査によって把握した歴史文化遺産

これまでの文献調査（表2-3参照）ならびに文化財所有者や本市の小学校区単位のコミュニティ組織である校区まちづくり組織を対象としたアンケート調査で把握された歴史文化遺産は、表2-4に示すとおり、合計875件にのぼる（一覧は参考資料1参照）。そのうち、種別を細分類で見ると、建造物の石造物が216件と最も多く、民俗文化財の風俗慣習が95件、建造物の神社が90件、寺院が75件、その他建造物が68件、遺跡が69件である。

表2-3 歴史文化遺産の把握に用いた主な資料一覧

No.	資料名	発行年月日	編集・発行者
1	明石市史上巻	昭和35年3月	著者 黒田義隆
2	明石市史下巻	昭和45年11月	著者 黒田義隆
3	あかし文化遺産	平成27年3月	明石市地域文化財普及活用事業実行委員会 明石市
4	明石の農村	平成27年3月	明石民俗文化財調査団
5	明石の漁村	平成28年3月	明石民俗文化財調査団
6	明石の宿場	平成29年3月	明石民俗文化財調査団
7	兵庫県の近代化遺産—兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書	平成18年3月	兵庫県教育委員会
8	兵庫県の近代和風建築—兵庫県近代和風建築総合調査報告書	平成26年3月	兵庫県教育委員会
9	江井島	平成26年3月	ヘリテージ明石
10	大蔵	平成27年3月	ヘリテージ明石
11	魚住	平成28年3月	ヘリテージ明石
12	城下	平成29年3月	ヘリテージ明石
13	人丸	平成30年3月	ヘリテージ明石
14	船上・林	平成31年3月	ヘリテージ明石
15	えいがしま 歴史まちあるき	平成30年3月	江井ヶ島文化遺産冊子作成委員会 江井島まちづくり協議会
16	明石の布団太鼓	平成26年3月	明石の布団太鼓プロジェクト

表2-4 調査等で把握された未指定の歴史文化遺産一覧

種別	分類	明石東部	西明石	大久保	魚住	二見	複数地区	個人	不明	合計		
有形文化財	建造物	寺院	34	9	16	8	8	0	0	0	75	
		神社	44	10	18	11	7	0	0	0	90	
		教会	6	0	1	0	0	0	0	0	7	
		住宅	5	1	5	4	5	0	0	0	20	
		石造物	87	21	45	49	13	0	1	0	216	
		構造物	13	1	3	6	1	1	0	0	25	
		その他	28	6	14	10	10	0	0	0	68	
	美術工芸品	絵画	2	0	3	0	3	0	0	0	8	
		彫刻	11	2	6	5	1	0	0	0	25	
		工芸品	2	0	0	0	0	0	2	0	4	
		書跡・典籍	4	0	1	0	0	0	3	0	8	
		古文書	7	0	0	1	2	0	26	11	47	
		考古資料	11	0	0	0	0	0	3	0	14	
無形文化財	歴史資料	12	1	0	0	3	0	2	0	18		
民俗文化財	工芸技術	1	0	0	0	0	0	0	0	1		
	有形の民俗文化財	装置・器具	10	2	15	8	9	1	0	0	45	
		無形の民俗文化財	衣食住	1	0	0	0	0	7	0	0	8
			風俗慣習	32	27	12	12	4	5	0	3	95
記念物	民俗技術	1	2	0	0	1	2	0	0	6		
	遺跡	29	9	11	15	5	0	0	0	69		
	名勝地	3	0	0	0	0	1	0	0	4		
文化的景観	動物、植物、地質鉱物	6	2	1	1	1	2	1	0	14		
	その他	4	0	2	0	0	0	0	0	6		
その他	(50年を経過していない構造物)	1	1	0	0	0	0	0	0	2		
計		354	94	153	130	73	19	38	14	875		

また、調査等で把握された歴史文化遺産のうち、令和元～2（2019～2020）年に実施した社寺を対象とした所有者アンケートの結果、保存を検討すべき歴史文化遺産（建造物）として、下記に示す遺産が提示された。また、校区まちづくり組織が保存を検討すべきとして、表2-6に示す歴史文化遺産があげられた。今後は、これらの歴史文化遺産を対象とした詳細調査の上、指定・登録等適切な取り組みを進めることが必要とされる。

表2-5 調査等で把握された保存を検討すべき歴史文化遺産（所有者アンケートによる）(1/2)

類型	分類	区分	名称	地区	住所	時代	概要
有形文化財	建造物	寺院建築	正徳寺本堂	明石東部	大観町12-5	江戸末期(文化・文政もしくは天保年間、昭和39年移築)	
			教専寺本堂	大久保	大久保町大窪984		震災後再修復
			龍泉寺本堂	西明石	藤江1305		
			長光寺本堂	大久保	大久保町谷八木742		
			圓通寺本堂	西明石	鳥羽1592		
			来迎寺本堂	大久保	大久保町八木310	昭和3年	
			威徳院本堂	二見	二見町西二見943		
			極楽寺本堂	大久保	大久保町西島1100	寛政13(1801)年	
			延命寺本堂	魚住	魚住町金カ崎898		
			常德寺本堂	二見	二見町福里556		
			正徳寺山門	明石東部	大観町12-5	明治16年	
			教専寺山門	大久保	大久保町大窪984		震災後再修復
			来迎寺山門	大久保	大久保町八木310	昭和3年	
			威徳院山門	二見	二見町西二見943		
			常德寺山門	二見	二見町福里556		
			龍泉寺観音堂	西明石	藤江1305		
			遍照寺薬師堂	魚住	魚住町長坂寺513		
			慈泉寺書院	明石東部	野々上1-17		
			正覚寺鐘樓堂	魚住	魚住町金カ崎1368		
			威徳院庫裡	二見	二見町西二見943		
		神社建築	青龍神社本殿	西明石	藤江字出の上1191		
			林神社本殿	西明石	宮の上5-1		
			天神社本殿	明石東部	大蔵天神町2-7		
			柿本神社本殿	明石東部	人丸町1-26		
			素盞鳴神社本殿	明石東部	太寺天王町2840		
			浜西神明神社本殿	魚住	魚住町清水574	昭和元(1926)年	
			柿本神社幣殿	明石東部	人丸町1-26		

表2-5 調査等で把握された保存を検討すべき歴史文化遺産（所有者アンケートによる）(2/2)

類型	分類	区分	名称	地区	住所	時代	概要		
有形文化財	建造物	神社建築	林神社拝殿	西明石	宮の上5-1				
			天神社拝殿	明石東部	大蔵天神町2-7				
			柿本神社拝殿	明石東部	人丸町1-26				
		石造物(寺院)	観音寺石燈籠	二見	二見町東二見1643	不明			
			威徳院石燈籠	二見	二見町西二見943				
			常楽寺石燈籠	大久保	大久保町大久保町848			「石燈籠他」とアンケートで回答。	
			石造物(神社)	林神社石燈籠	西明石	宮の上5-1			
				天神社石燈籠	明石東部	大蔵天神町2-7	文久2	文久二壬戌年の石燈籠(一組)	
				住吉神社石燈籠	魚住	魚住町中尾1031			敷地内に古い年代のものが複数ある。建立年と奉納者の資料あり。
		素戔鳴神社常夜燈		明石東部	太寺天王町2840				
		青龍神社鳥居		西明石	藤江字出の上1191				
		天神社鳥居		明石東部	大蔵天神町2-7				
		住吉神社鳥居		魚住	魚住町中尾1031			敷地内に古い年代のものが複数ある。建立年と奉納者の資料あり。	
	素戔鳴神社手水鉢	明石東部	太寺天王町2840						
	絵画	絵画(寺院)	常楽寺涅槃図	大久保	明石市大久保町大久保町848	享和3年(1803)	涅槃会で法要		
			常楽寺釈迦一代記図	大久保	明石市大久保町大久保町848	享和3年(1803)	涅槃会で法要		
	彫刻	彫刻(寺院)	神応寺修行大師像	明石東部	林2-14-3	昭和9年			
			西東光寺仏像	大久保	大久保町松陰143		詳細不明		
			慈泉寺本尊	西明石	明石市野々上1-17		地藏菩薩		
			大蔵院千體地藏	明石東部	明石市大蔵本町10	江戸	家老職の池田氏より輩出した浄土宗天徳寺の31世澤茶和尚より寄付されたもの。		
		彫刻(神社)	青龍神社狛犬	西明石	藤江字出の上1191				
			素戔鳴神社狛犬	明石東部	太寺天王町2840				
			浜西神明神社狛犬	魚住	魚住町清水574			天保十二年九月吉日銘の狛犬(一組・現地調査確認済み)	
歴史資料	歴史資料(寺院)	観音寺棟札	二見	明石市二見町東二見1643	1264年	本堂建立の棟札			
		観音寺瓦	二見	明石市二見町東二見1643	江戸時代初期				
有形民俗文化財	装置・器具	祭礼用具	屋台太鼓(清水の布田太鼓)	魚住	明石市魚住町清水886		市内唯一の黒反り屋根三枚布田太鼓。擬宝珠高欄、梵天など、反り屋根屋台の古い形態を示す。昭和初期に曾根(姫路)から購入したもの。		

表2-6 調査等で把握された保存を検討すべき歴史文化遺産（校区まちづくり組織アンケートによる）

分類	区分	名称	地区	校区	時代	概要
有形文化財	建築物	明治天皇小休所建物	大久保	大久保	近代	明治天皇の山陽道巡幸時の御小休所であり、歴史的価値の極めて高い建造物である。
		安藤家洋館	大久保	大久保	近代	江戸時代から大久保宿の本陣を務めた安藤家の安藤新太郎が建設した洋館。歴史的価値の極めて高い建造物である。
	石造物	大蔵谷の地藏	明石東部	人丸	—	昔は22ヶ所に地藏尊があり、いくつかは現在まで残存している。地藏盆の際には現在も供養されている。
歴史資料	田中家絵図	西明石	鳥羽	近代	田中家に残る絵図は、近代の農村住宅の標準的な形態を示していると考えられる。国登録文化財の岩佐家住宅の間取りとあまり違いはなく、玄関南に牛小屋、織場があり、周辺に米・豆などを干す広場がある。	
記念物	遺跡	古代山陽道跡	二見	福里	古代	奈良時代から平安時代にかけての土器や瓦とともに小石を敷いた道路面とその側溝が見つかっている。この遺跡は都と大宰府を結ぶ幹線道路として整備されたもので、古代山陽道の遺構であると確認されている。この価値を地域住民が知ることができることから、次代へ伝えていくべきである。

3. 歴史文化遺産の特徴

(1) 有形文化財（建造物）

①城関連建造物（櫓）

明石城の巽櫓と坤櫓は、いずれも国の重要文化財（建造物）に指定されており、本市を代表する文化財である。元和3（1617）年に小笠原忠政が長野県松本より明石に国替えとなり明石川河口の船上城に入り、明石藩が成立した。その後、現在の地に明石城が築かれたが、明石城の象徴でもある本丸に残る巽櫓と坤櫓は元和5～6（1619～20）年に建設された。

巽櫓は三層で桁行5間（9.09m）、梁間4間（7.27m）、高さ7間1寸（12.19m）の入母屋造の隅櫓で、船上城から移築したものと伝えられている。

坤櫓は、三層の隅櫓で、天守台のすぐ南にあり、天守に代わる役割を果たしていたものと考えられる。桁行6間（10.90m）、梁間5間（9.09m）、高さ7間2尺9寸（13.60m）の入母屋造で、伏見城のものであると伝えられている。平成7（1995）年の兵庫県南部地震により大きな被害を受けたが、大規模な修復が行われ、その美しい姿がよみがえっている。



明石城坤櫓（明石観光協会）

また、令和元（2019）年、明石城築城400年の節目の年に、環境整備の一環として石垣前面の樹木を剪定した。このことにより石垣の威容が際立ち、兼山に命じて明石城内十景を選んだ時に生まれた雅名である「喜春城」を彷彿とさせた。

なお、明石城跡の史跡指定地は県立明石公園に全域が含まれるが、公園施設の野球場、陸上競技場などが指定区域から外されている。

②寺院建築

寺院建築の指定文化財として、県指定が高家寺本堂1件、市指定が月照寺山門1件を含み、合計2件を数える。高家寺本堂は元和年間（1615～1623）に明石城主である小笠原忠政が再建したといわれており、『高家寺文書』から、寛文4（1664）年までに、建立されていることがわかっている。本堂は正面5間（9.1m）、側面5間（9.1m）で向拝をもつ寄棟造りの建物であり、市内で最古の仏堂である。

月照寺山門は小笠原忠政以来の明石藩歴代城主の居屋敷曲輪（邸宅）の切手門（正門）であり、月照寺記録からは、明治4（1871）年の廃藩置県に伴って月照寺の山門として移築されたことが確認できる。明石城の数少ない建築遺構のひとつである。また、山門は『あかし文化遺産』



月照寺山門

（平成27（2015）年：明石市）によると、伏見城の薬医門であったと伝えられる。

未指定の歴史文化遺産のうち、寺院建築については、明石市史掲載の75件の寺院を対象に調査を実施した。対象とした寺院にアンケートを実施した結果、正徳寺本堂・山門、正覚寺鐘楼堂、慈泉寺書院、教専寺本堂・山門、龍泉寺本堂・観音堂、長光寺本堂、圓通寺本堂、遍照寺

薬師堂、来迎寺本堂・山門、威徳院本堂・山門・庫裏、極楽寺本堂、延命寺本堂、常徳寺本堂・山門の20件が今後、指定・登録の対象と考えられる建造物であることが判明した。

寺院建築の多くは建て替えが進んでいるが、建立後50年を経過した寺院建築の詳細調査を実施した上で、価値が明らかとなった場合には指定・登録などの検討が必要となる。

③神社建築

神社建築の指定文化財として、市指定の住吉神社楼門1件があげられる。楼門は慶安元(1648)年に和坂村大工・山崎清左衛門が建立し、元禄元(1688)年に修理したとの記録が残っており、楼門造りの門は江戸時代初期の様式をよく伝えている。また、山門、楼門、能舞台、拝殿、本殿と一直線に並ぶなど、東播磨の典型的な配置形式を踏襲している。



住吉神社楼門

未指定の歴史文化遺産のうち、神社建築については、明石市史掲載他90件の神社を対象に調査を実施した。神社へのアンケート調査の結果、青龍神社本殿・拝殿、林神社本殿・拝殿、天神社本殿・拝殿、柿本神社本殿・幣殿・拝殿、素盞鳴神社本殿、浜西神明神社本殿・日向堂の12件が今後、指定・登録の対象と考えられる建造物であることが判明した。

すさのおじんじや はまにしんめい
じんじや ひゆうがどう



青龍神社拝殿・本殿

このうち、浜西神明神社日向堂は、平成20(2008)年に新築されているが、第7代明石藩主松平日向守信之による新田開発や加役免除、官道整備などの恩恵を偲んで建立された供養塔である。現在も毎年旧暦の7月22日には供養祭や日向祭りが地域住民によって行われている。

神社建築は、本殿などで建て替えが進んでいるものもあるが、建立後50年を経過した神社建築の詳細調査を実施した上で、価値が明らかとなった場合には指定・登録の検討が必要となる。

④教会建築

明石市史に掲載されている教会建築は7件である。そのうち日本基督教団明石教会は、明治11(1876)年に米国伝道会社派遣の宣教師から受洗した19名の信徒をもって樽屋町に設立された、明石市最初のプロテスタント教会である。昭和20(1945)年の空襲で会堂は焼失したが、昭和33(1958)年に新会堂の献堂式が行われた。本市はキリシタン大名といわれた高山右近が船上城を建設したこともあり、明治の早い時期に教会が設立されたが、建造物としては、建て替えが進んでいる。



日本基督教団明石教会

⑤住宅

住宅建築の指定文化財として、市指定が織田家長屋門1件、国登録が岩佐家住宅主屋・土蔵2件を含み、合計3件を数える。織田家長屋門は明石藩歴代家老屋敷を偲ぶことができる市内唯一の長屋門であり、江戸時代初期の建物である。

岩佐家住宅は明治37(1904)年の建設で、現存する数少ない農家建築である。主屋は木造2階建、外壁を黒漆喰塗とする塗屋でむくり破風とともに重厚な外観を見せている。土蔵は木造2階建、切妻造、本瓦葺で、壁を白漆喰塗とする。

未指定の歴史文化遺産のうち、住宅は表2-4に示すとおり20件を数え、そのうち、大塩邸や卯月邸、服部邸などの大蔵谷宿場町の住宅(明石東部)、農家建築の中山邸や酒造家の卜部邸(大久保)、茅葺の主屋を持つ安達邸や酒造家の原邸、伊勢講などが行われた藤井邸、農家建築の丸尾邸(魚住)、尾上(てる予)邸、廻船問屋の増本邸、肥料問屋の尾上(清茂)邸、庄屋の小山邸、橋本関雪の白沙荘(二見)などが、明石市都市景観形成重要建築物に指定されている。さらに、近代・明石の繁栄の歴史文化を残す安藤家洋館(大久保)の建築物も含まれる。

未指定の住宅建築は、表2-4に示すとおり、地区別にみると明石東部地域と大久保地域、二見地域にそれぞれ5件あるが、明石の歴史文化の特徴を示す住宅建築も、いまだ数少ないものの残されているため、建て替えが進む前に調査を実施すると共に、保全と活用の方向性を検討することが必要である。



岩佐家住宅



安達家住宅

⑥その他の建造物

その他の建造物の登録文化財として、国登録が明石市立天文科学館、明石市立中崎公会堂の2件、県登録が茨木酒造1件を含み、合計3件を数える。

明石市立天文科学館は昭和35(1960)年6月10日に開館した現存する国内最古の科学館である。J. S. T. M(日本標準時子午線)と表示された時計塔は子午線を示す標柱としての役割を持っており、明石のランドマークとなっている。また、プラネタリウム投影機も現在稼働しているものとしては国内最古のものである。



日本標準時子午線標示柱

明石市立中崎公会堂は、明治44(1911)年に明石郡によって建設され、大正8(1919)年の市制導入とともに明石市の所有となった公会堂で、本市で最も古い建造物である。木造平屋建、棧瓦葺で、屋根の構造をトラス架構とする。明石郡伊川谷村出身で東大寺大仏殿の保存修理工事に従事した加護谷祐太郎が設計を手掛けた建物である。

未指定の歴史文化遺産のうち、その他の建造物は参考資料2に示すとおり、68件を数え、江井ヶ嶋酒造や太陽酒造の木造蔵がある。また、本市は教育のまちとしても市政を推進してきているが、神戸大学附属明石小学校は昭和12年（1937）に建設された学校建築である。

子午線の町・明石を代表する明石市立天文科学館、夏目漱石も柿落しに訪れた中崎公会堂、明石の特徴的な生業である酒造に関連する建築物など、本市の近代以降の歴史文化を色濃く残す貴重な建築物であり、その保存と活用を進めていくことが重要である。

⑦石造物

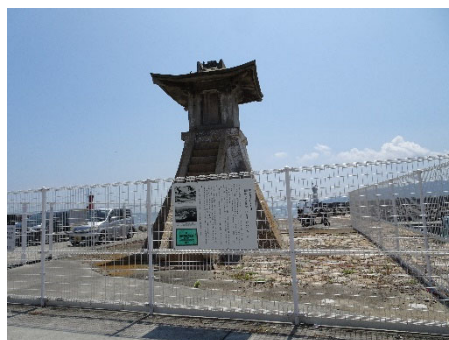
石造物の指定文化財として、県指定が住吉神社石燈籠、西福寺の石造五輪塔の2件、市指定が善楽寺石造五輪塔、旧波門崎燈籠堂（石積）の2件を含み、合計4件を数える。

住吉神社の石燈籠は高さ193cm、花崗岩製で竿石に「文和四（1355）年」の刻銘があり、均整のとれた全姿と格狭間、わらび手などの細部に時代の特徴がよくあらわされている。

西福寺の石造五輪塔は高さ2m程度で、「貞和二（1346）年二月時正」の銘が彫られている南北朝時代の作である。

善楽寺の平清盛五輪塔は高さ3.36mの花崗岩で造られたもので、「平相国清盛菩提塔」と記した石柱である。室町時代の特徴をよく示して、本市の石造物としては価値が高い。

旧波門崎燈籠堂（石積）は、明石港の灯台として沖合に新灯台が建設された昭和38（1963）年まで300年以上にわたり、本市の濤標として水運の発展に寄与してきた灯台である。現存する灯台のうち、設置年代は日本で2番目に古く、袴腰型の石造灯台として一番古いものとされる。平成11（1999）年に海上保安庁から本市に譲渡され、現在も海峡に面したランドマークとなっている。



旧波門崎燈籠堂

未指定の歴史文化遺産に関する調査の結果、市内では石燈籠や常夜燈、五輪塔、道標などの石造物が参考資料2に示すように216件確認されている。このうち、青龍神社の鳥居、林神社の石燈籠、天神社の石燈籠・鳥居、観音寺石燈籠、威徳院の石燈籠、住吉神社の石燈籠・鳥居、常楽寺の石燈籠、素盞鳴神社常夜燈・手水鉢の11件について、所有者が歴史的価値があると判断している。このほかにも近世以前の刻銘が確認される歴史的価値ある石造物が残されている。これらの石造物は、地域毎の歴史を示す歴史文化遺産であることから、その管理を継続していくことが重要である。

⑧構造物

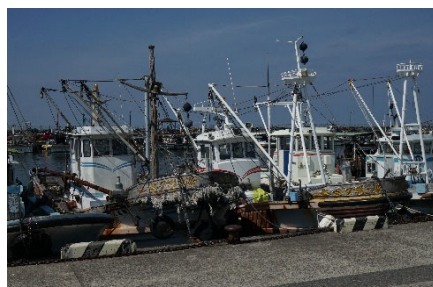
構造物の登録文化財建造物として、国登録の旧小久保跨線橋と中崎遊園地ラヂオ塔の2件を数える。

旧小久保跨線橋はドイツ製のトラス橋である。当初は、JR九州の鹿児島線内の鉄道橋として、明治23（1890）年にドイツの会社に発注されたものであるが、昭和2（1927）年にそのうちの2連、長さ65mを西明石駅構内の小久保の跨線橋として再利用した。平成6（1994）年に

役目を終えた後、そのうちの1基が再度、西明石の上ヶ池公園に移設され、公園内の遊歩道の一部として活用されている。

ラヂオ塔は、昭和初期にラヂオの受信契約を増やすための販売促進の一環として全国各地で約460基のラヂオ塔が建設された。現在、全国で20数基、兵庫県内では本市と神戸市にそれぞれ1基ずつ残る。

未指定の建造物としては参考資料2に示すように、25件を数え、漁業の盛んな明石らしく、二見港や林崎漁港などの港湾、^{げすいどうせつとうらんけいきよ}下水道截頭卵形渠、山陽電鉄などの橋梁、疏水関連施設などの歴史文化遺産があり、明石の産業振興などを物語る。



漁船の停泊する漁港の風景

⑨その他の建造物

未指定であるがその他の建造物として参考資料2に示すとおり68件を数える。そのうち、近代の本市の生活文化を示す歴史文化遺産として^{きんちやくあみきねん}巾着網記念碑がある。本市林崎町では、イワシの捕獲に古くから地引網が使われてきたが、明治20年代に巾着網の導入が試みられ、イワシの大漁に林浦は活気づいたといわれている。



巾着網記念碑

それを記念する碑が、林崎町の林小学校の校庭に建てられている。

また、本市には江戸時代に灌漑用水として造られた、ため池が多く見られる。そのうち、大道池と長池は、7世紀から9世紀にかけての古代山陽道に沿っている。

また、神戸市西区岩岡町秋田に所在する^{かんせいいけ}寛政池は、水利権が江井島にある。この寛政池は明治26(1893)年、夏の干ばつの際に寛政池の樋を抜いて江井島の水不足を解消したことから、先人の功績をたたえて記念碑が建てられ、昭和30年代までは先人の苦勞に感謝して「寛政池祭」が行われていた。



17号池

ため池の中には番号のついた池があるが、そのうち、17号池は、明石郡魚住村（現在：明石市魚住町）にある。^{おう}淡^{ごがわ}河川・山田川疏水事業に關係して明治時代末期から大正時代初期にかけて造られた支線の新しいため池である。ため池は、都市化の進展とともに大きく変貌し、現在では、農業用水の確保、洪水調節や親水公園としての役割だけでなく、水にまつわる伝説や文化などが地域の文化遺産となっている。このため、その保存・活用についての検討が必要とされる。

近代以降、本市には多くの工場が立地したが、そのなかには、漁船の発動機生産から発展した企業や、衡機（はかり）生産で国内トップシェアの老舗企業、小規模な造船所などが稼働しており、これらの工場や工場内の工作機械、工業の歴史を示す資料室などは、本市の産業に関わる歴史文化を示す遺産であり、今後、その把握調査が必要であるといえる。

(2) 有形文化財（美術工芸品）

① 絵画

絵画の指定文化財として、県指定が浜光明寺に所蔵される麻布著色孟蘭盆曼荼羅、住吉神社の神馬図絵馬の2件、市指定が住吉神社の絵馬「加茂競馬の図」、柿本神社の絵馬「森狙仙筆猿の図」、本立寺の三十番神像の3件を含み、合計5件を数える。

麻布著色孟蘭盆曼荼羅は、朝鮮からの伝来図で、幅135cm、長さ215cmの軸物で、仏や菩薩のため様々な供養物を壇上に献じ拝礼する人物が描かれている。

住吉神社の神馬図絵馬は円山応挙の筆で、天明4（1784）年に江井島の市場屋庄助が奉納したものである。

市指定の住吉神社の「加茂競馬の図」は、江戸中期の画家である石田遊汀の筆によるもので、天明8（1788）年の京都の加茂競馬を描いたものである。額縁の墨書によって江井島の市場屋久五郎が奉納したことがわかる。

柿本神社の「森狙仙筆猿の図」は、墨書に「文化十一（1814）年甲戌三月」と狙仙による筆・印が捺されている。狙仙の猿のうちでも製作年次が明らかであるものは貴重である。

本立寺の三十番神像は、神仏習合の信仰による毎日交代で国家や国経典を守護するとして30柱の神々のことで、当該画像は15世紀頃の製作と推定される縦六段、横五列に三曲屏を背にした坐像形式の三十神を描き、縦91.4cm、横47.4cmの室町時代に多い目の粗い絵絹を使用した額形式をとっている。剝落退色が進んでいるが赤色系顔料は概ね保存状態が良好である。

未指定の歴史文化遺産としての絵画は8件である。

② 彫刻

彫刻の指定文化財として、県指定が宝林寺の木造聖観音立像、高家寺の薬師如来坐像の2件、市指定が柿本神社石造狛犬、宝蔵寺の毘沙門天及び両脇侍像の2件を含み、合計4件を数える。

木造聖観音立像は、典型的な藤原時代末期の様式を示している寄木造で、右手は垂下、左手は屈臂して蓮華を持っており、定朝様式の優美さを示している。

薬師如来坐像は、白鳳時代の太寺廃寺跡に小笠原忠政によって再建された高家寺の本尊として祀られている。仏高83cmの寄木造で、典型的な藤原後期（12世紀）の様式を示している。

柿本神社の石造狛犬は台座に「宝暦四（1754）年」の銘があり、東播磨地方の石造狛犬の中で最も古く、市内で最大の狛犬である。本体は砂岩製、台座は花崗岩製である。

宝蔵寺の木造毘沙門天及び両脇侍像は、室町時代初期の彫刻であるが、鎌倉時代の様式をよくとどめている。寺伝によれば、応永3（1396）年閏5月2日夜、藤原左近なるものが明石沖より引き揚げたものであると伝えられ、「林の毘沙門さん」として親しまれてきた像である。



柿本神社狛犬

未指定の歴史文化遺産としての彫刻は 25 件で、神社の狛犬が多い。これらの神社に所蔵される石造彫刻は、銘によりその年代が明らかとなることが多く、地域の由来を知るための縁ともなっている。このため、各地域で調査を実施した上で、保存と管理の継続が重要となる。



素盞鳴神社常夜燈



大久保住吉神社の狛犬

③工芸品

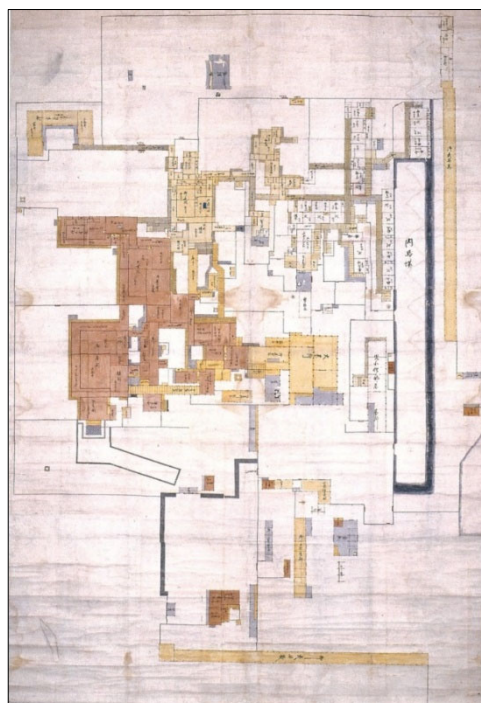
工芸品の指定文化財として、市指定の光明寺の和鐘^{わしやう}、明石城太鼓、明石城御殿平面図、藤村軍定「地球儀」、柴屋町地域講中の鰐口^{わにぐち}の 5 件を数える。

和鐘は享保 14 (1729) 年 7 月 15 日に鑄造された袈裟状の和鐘で、胴には四天王像四駆・鳳凰・獅子を浮き彫りで表した江戸時代の傑作といえる。銘の撰文には京都浄土宗大本山知恩寺第 44 世西音大僧正^{さいおんだいそうじやう}、冶工に藤原国次^{やこう ふじわらくにつぐ}とあり、慶長以降の和鐘では数少ないものである。

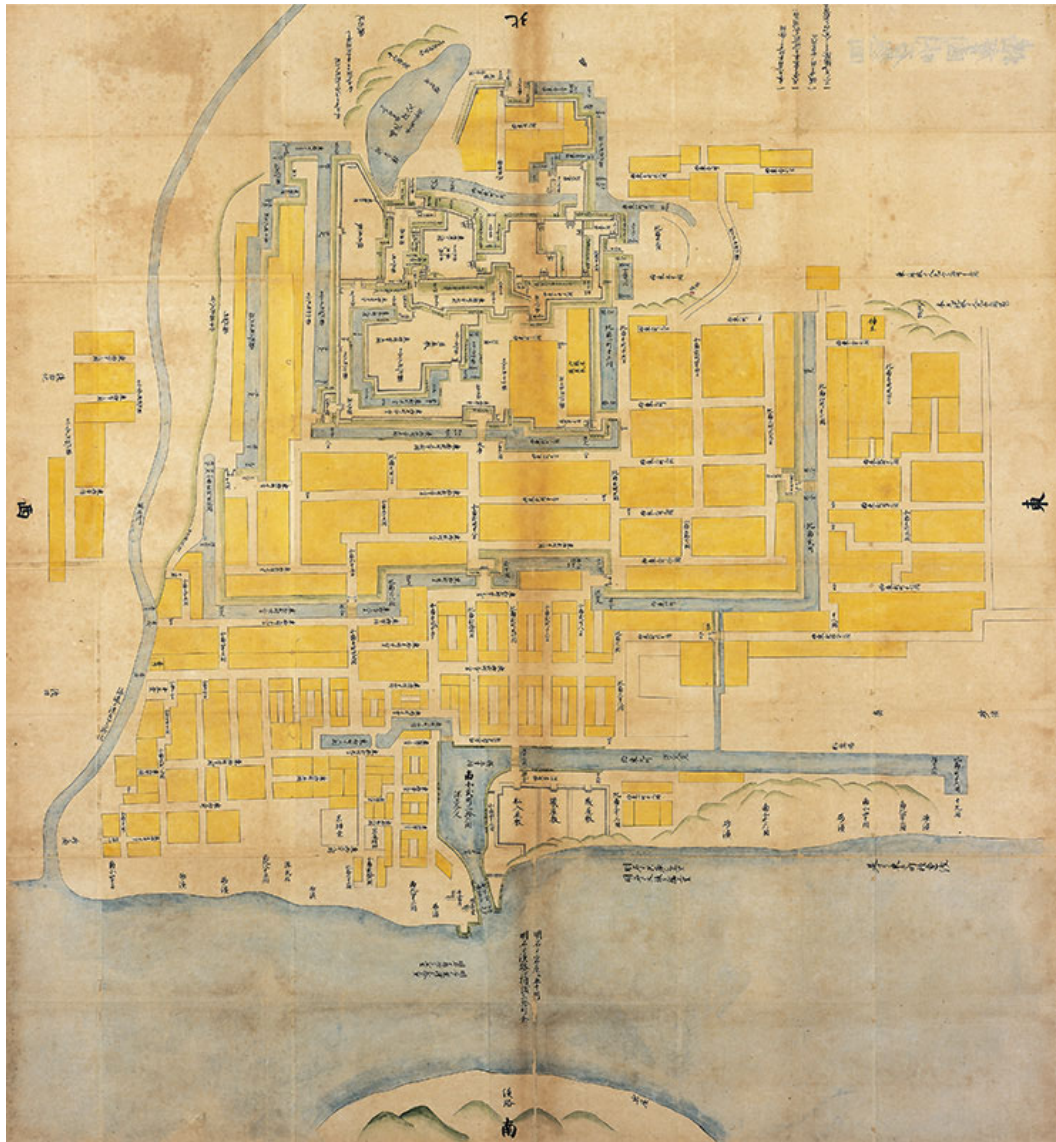
明石城太鼓は築城以来、太鼓門に置かれ、時刻を知らせていたものである。胴はケヤキ造、中央部の周囲は約 270cm、直径 80cm、全長 84cm で、内側には歴代の藩主が皮の張替修理をしたことを示す墨書銘もある。現在、明石神社が所蔵している。

明石城居屋敷郭御殿平面図は、表御殿、奥御殿に分かれていること、廓は周囲に堀をめぐらし「くずし卍」の形をとっていること、南東に表門の切手門、北方に裏門の蓮の門を設けて厳重にかまえられてきたこと、東西 216m、南北 140.4m、面積 28,660.5 m² の広大な規模であったことがわかる。藩主^{きよかん}の居館^{きよかん}の理解のために欠くことができない図面である。現在は、明石市立文化博物館が所蔵している。

明石城に関する絵図は、このほかにも数多く保存されており、正保元 (1644) 年播磨国明石城絵図なども明石市立文化博物館で所蔵している。



明石城居屋敷郭御殿平面図【明石市立文化博物館蔵】
『明石城関連絵図資料集』明石葵社



播磨国明石城図【明石市立文化博物館蔵(170×185cm)】

「地球儀」は、弘化4（1847）年3月に藩主松平慶憲^{まつだいらよしのり}の命令で藩士藤村覃定が作成したものである。本体の寸法は直径35cm、高さ55cm、台の最大幅は52.5cmである。なお、地球儀の原資料は高橋景保^{たかはしかげやす}の「万国全図」（1804～1818）と推定される。現在、明石市立文化博物館で所蔵されている。

未指定の工芸品は4件でいずれも個人蔵である。工芸品についても、社寺などが所蔵している場合には、劣化などの恐れも懸念されるため、今後は、調査などを実施した上で、価値あるものの保存と活用の措置を検討することが必要とされる。

（3）有形文化財（歴史資料）

①書跡・典籍

書跡の指定文化財として、国指定が月照寺所蔵の桜町天皇宸翰^{しんかんおよびいちぎたんざく}及一座短籍、柿本神社所蔵の後桜町天皇宸翰短籍^{しんかんたんざく}、仁孝天皇宸翰及一座短籍の3件、市指定が月照寺所蔵の三十六歌仙絵及び和歌式紙、柿本神社所蔵の柿本人麿神位・神号に関する文芸資料等及明石藩関連資料^{れいぜい}、冷泉

ためた
為理柿本社奉納和歌の3件を含み、6件を数える。なお宸翰とは天皇自筆の文章で、短籍とは短く切った紙のことである。

三十六歌仙絵及び和歌式紙は、土佐広澄とさのひろずみが宝永2（1705）年に描いたもので、極彩色で表現されている。和歌は江戸時代前期の公家・学者・歌人であった飛鳥井雅章あすかいまさあきが書いたもので絵は大和絵の伝統を受け継ぎ優美である。

柿本人麿神位・神号に関する文芸資料等及明石藩関連資料は、享保8（1723）年に人丸社に「正一位柿本大明神」の神位神号が宣下され、月照寺は永代勅願寺となったが、これらの記録は当時の事情や背景を知ることができる貴重な史料である。

冷泉為理柿本社奉納和歌は、浦霞から始まり、梅薫風、苗代、夏草深、松陰泉、萩盛、鹿声遠、楼衣寒、千鳥、連日雪、契憑恋、相思恋、暁鷄、海路、寄松祝の15題の和歌を詠み、柿本社に奉納したものである。字体は冷泉流と呼ばれるものである。江戸時代から明治にかけて、当社が公家との関わりを保持していたことを示し、人麻呂信仰のあり方を知る上で貴重な書跡である。

未指定の書跡・典籍は8件で、月照寺所蔵の肥前島原嶺良成ひぜんしまばらみねよしなり百首和歌などが含まれる。これらの書跡などについても、劣化を防ぐための措置が必要とされる。

②古文書

古文書の指定文化財は、市指定の明石藩主地子免許状1件である。明石藩主が代々、町が繁栄することをめざして町民に地租を免除した書状で、明石藩行政を知る上で重要な史料である。廃藩置県の後、町村制実施に伴い、明石町役場に引き継がれたものである。

未指定の古文書は参考資料2に示すように47件で、大久保本陣の安藤家に残された天保8（1837）年に作成された「御用人宿并人別銭ニ而渡し方扣帳」などが含まれる。これらの古文書についても、劣化を防ぐための措置が必要とされる。

③考古資料

考古資料の指定文化財として、県指定が鷗尾しびと断片、藤江別所遺跡出土品、報恩寺跡本堂基壇出土瓦の3件、市指定が藤江別所遺跡井戸内出土品、林崎三本松瓦窯跡群出土瓦、寺山古墳石室及び出土品一括の3件を含み、合計6件を数える。

鷗尾と断片は、高丘3号窯より出土した鷗尾一対及び破片1個で、8世紀前半ごろに制作されたものと考えられる。

藤江別所遺跡からは、井戸内から古墳時代の土器と共に腕飾りの車輪石や銅鏡などの遺物が出土している。

報恩寺跡は、長らくその所在が不明であったが、平成4年（1992）の発掘調査でおびただしい数の瓦が出土し、所在が判明したものであり、瓦銘文から明徳4年（1393）に建立されたことがわかった。

市指定のうち、寺山古墳石室及び出土品一括は、古墳時代後期の市内唯一の横穴式石室をもつ古墳で、内部から馬具や刀装具、須恵器杯、高杯、甕などが出土している。

未指定の考古資料としては参考資料2に示すように14件が数えられる。市内の遺跡から出土した土器や石製品がある。これらの考古資料については、記録保存などにより、明石の歴史文化を示す資料として保存することが必要とされる。

④歴史資料

歴史資料の指定文化財として、市指定の^{やまとかたふなもけい}大和型船模型、^{しごぎ}子午儀、日本標準時子午線関係資料、徳川家康感状等横河家伝来資料の4件である。

大和型船模型は、全長2.25m、胴幅75cm、高さ48cmを測る。文政年間(1818～1830)に住吉神社に奉納された。形式からみて江戸時代文化・文政期の作と推定され、細部まで省略することなく丁寧に製作されたものである。

子午儀は、野外観察に使用された携帯用であり、19世紀のものである。

日本標準時子午線資料は、大日本中央標準時子午線通過地標識、子午線標示柱、神明国道子午線標識、子午儀(1928の天測で使用)、子午儀(1951の天測で使用)の5点である。

徳川家康感状等横河家伝来資料は、二見在住であった横河家から平成29(2018)年に明石市が寄贈を受けた2,982点の資料である。同資料には第24代^{よこかわしげのぶ}横河重陳が大坂冬の陣で功を立てたことを証する歴史資料も含んでおり、特に価値が高いものである、徳川家康感状、池田忠雄感状、良正院感状、伝大坂冬の陣で用いた槍先、の4点が指定文化財である。

未指定の歴史資料としては、参考資料2に示すように西浦辺組絵図、明石藩江戸上屋敷図など18件である。これらの歴史資料については、電子化するなどにより、明石の歴史文化を示す資料として保存することが必要とされる。

(4) 無形文化財

無形文化財の指定文化財は、ない。

未指定の無形文化財には、陶芸の明石焼が工芸技術として1件があげられる。今後、無形文化財の掘り起こしが必要とされる。

(5) 民俗文化財

①有形民俗文化財

有形民俗文化財の指定文化財は、市指定の住吉神社の能舞台1件である。市内唯一の能舞台である。能が地方まで伝播した江戸時代の生活文化と歴史の変遷を知る史料として貴重である。舞台の構造は江戸時代初期から中期の様式である。

未指定の有形民俗文化財としては、蛸壺などの漁撈用具や酒造道具など45件があげられるのも本市の特徴である。

さらに本市を代表する未指定の文化財としては、通称「布団太鼓」と呼ばれる「布団台」があげられる。布団太鼓は赤い三枚布団を屋根に頂いた祭礼山車で、本市を中心に旧明石郡の神戸市垂水区、西区、北区淡河町、三木市にも類似の布団太鼓が分布する。布団太鼓は、瀬戸内海と沿岸域ほぼ全域に分布するが、本市の布団太鼓の特徴は「一丁マカセ」であるが、現在、林神社に和坂地区から担ぎ出される一台しかない。また、「五枚布団」や「やや反り三枚布団」

になったり、屋根の下に「狭間彫刻」が施されたりしているが、本市では、旧態の「赤い平三枚布団」、「雲板・狭間彫刻無し」の明石型の伝統を守っている。こうした地域性を色濃く残す本市にあって、大蔵八幡町の^{ほたてはちまんじんじや}穂蓼八幡神社に納められている明石型の五枚布団太鼓が市内で最も古いものである。平成26(2014)年3月に発刊された「明石の布団太鼓」によると、現在も布団太鼓が担がれているのは40地区で、布団太鼓が廃絶・休止中が19地区になる。今後は廃絶・休止中の布団太鼓についての記録保存などの取り組みが必要とされる。

②無形民俗文化財

無形民俗文化財の指定文化財としては、県指定の大蔵谷の獅子舞の1件、市指定の大蔵谷の^{はやくち}囃口流し、大蔵谷の牛乗り、明石浦のおしゃたか舟、藤江の的射、清水のオクワハンの6件を含み、7件を数える。

大蔵谷の獅子舞は16世紀頃に当地に伝えられ、^{いなづめ}稲爪神社の氏子により伝承されてきたものであり、三人継ぎ肩車など芸の大胆さがその特徴である。

大蔵谷の囃口流しは、獅子舞と同様、稲爪神社で謡うもので昭和45(1970)年に復活した。また、大蔵谷の牛乗りも稲爪神社の祭礼で行われ、これも昭和46(1971)年に保存会ができて復活した。

明石浦のおしゃたか舟は明石の夏の風物詩として有名であり、櫂をつけた八艘の小船を青年が「おしゃたか」と言いながら前に投げて渡るものである。

^{ふじえ}藤江の^{まとい}的射は毎年1月中旬に行われ、豊作と豊漁を願う民俗芸能の大祭である。

清水のオクワハンは、田植えの無事終了と豊作を願う神事で、田植えの終わった水田を歩くものである。清水地区のオクワハンは水との結びつきを明確に伝える現在では珍しい慣行である。

また、無形民俗文化財のうち、未指定の伝説、伝承、氏神講などの年中行事も数多くみられ、参考資料2に示すように市域全体で風俗慣習が95件、民俗技術が6件となる。

年中行事のなかには、指定文化財になっている「的射」や「オクワハン」などの行事を継承している地区もあることから、これらの掘り起こし調査が必要とされる。

食文化についてみると、江戸時代には図会などが盛んに発刊されたが、そのなかで本市の魚が名産として紹介されている。『^{わかんざんさいずえ}和漢三才図会』(正徳2(1712)年刊行)では、タイ、メバル、アブラメ、カレイ、イカナゴ、イイダコが、『^{にほんさんかいめいざん}日本山海名産^{ずえ}図会』(寛政11(1799)年刊行)では、イシダイ、タコが紹介されているなど、「明石の魚」は全国に知られていたといえる。

市民の生活をみると、昭和30年代頃の本市鳥羽地区の野々池では、夏休みになると男の子が野菜の収穫の手伝いをしたり、「牛」に池の土手の青草を食べさせるための「牛飼い」が日課であった。「牛飼い」の主なおやつは「菱の実」などであった。



日本山海名産図会
(文化遺産オンライン)

また、農村地帯の秋祭りでは鰯寿司、枝豆の豆飯、まったけ飯、巻き寿司、鶏(かしわ)のすき焼きなどが家庭で作られた。また、大きくなったイカナゴ(「フルセ」という)をアナゴの代わりに使った巻き寿司は本市特有の寿司である。現代でもタイやタコなどの鮮魚のほか、焼アナゴ、イカナゴ釘煮などは、本市の代表的な食べ物であり、これらの食文化を支えているのが「魚の棚商店街」である。

今後は、現代生活にもつながっている本市の食文化の掘り起こし調査が必要とされる。

また、本市の食文化を代表するのが「明石焼(玉子焼)」であるが、今後、文化財としての保全方策の検討が考えられる。



明石焼(玉子焼)
(明石観光協会)

(6) 記念物

① 遺跡

遺跡の指定文化財として、国指定の史跡明石城跡が1件、県指定の高丘古窯跡群(5・6・7号窯)(8・9号窯)、太寺廃寺塔跡が2件、市指定の旧明石藩主松平家廟所、横河重陳墓、林崎掘割渠記碑、カゲユ池古墳(1号墳)、光明寺の明治天皇行在所跡、幣塚古墳が6件を含み、9件を数える。

史跡明石城跡は現在、県立明石公園内に櫓と石垣を残す史跡である。明石城は元和5(1619)年正月に普請が始まり、翌元和6(1620)年4月に完成した城であった。天守台の石垣は築かれたが天守は建てられなかった城である。

高丘古窯跡群は斜面を利用した登り窯跡で7世紀から8世紀にかけて瓦や須恵器を焼いた窯業生産地である。

太寺廃寺塔跡は、三層以上の層塔があったと推定され、壮大な古代寺院であったことが周辺の発掘調査から明らかになっている。

明石藩主松平家廟所は明石藩主とその家族の墓59基が残されている。

横河重陳墓は地方の豪族であった横河家の墓で重陳の子孫が実績顕彰のため建立したものである。

カゲユ池古墳は6世紀の古墳で東西16m、南北10mの円墳で、藤江にある公設市場敷地の一部となっている。

幣塚古墳は直径34m、高さ4mで市内最大で最古の円墳である。平成4(1992)年の発掘調査の際に、墳丘裾部に20個体の埴輪が規則正しく配列されていることが確認された。この埴輪は神戸市垂水区の五色塚古墳の埴輪と特徴が一致することから、五色塚古墳の被葬者と政治的に関係の深い人物が葬られていると考えられている。

林崎掘割渠記碑は元文4(1739)年に林崎地方6ヶ村が灌漑用水確保のため掘割を作ったことを長く子孫に伝えるために建立したものである。

光明寺の明治天皇行在所跡は、明治18(1885)年に行在所として浜光明寺の書院があてられたが、当日の調度品が庭園と共に保存され、行在所の状況が偲ばれる。

未指定の遺跡は参考資料2に示すとおり、69件が数えられ、旧石器時代の西脇遺跡や古墳時代の藤江別所遺跡など発掘調査で明らかになった遺跡などが含まれる。また、船上城跡は現在、船上西公園およびその周辺に立地する。船上城築城後、城の西側に城下町が整備され、南側には堀を経て海へとつながる港が築造されていた。これらの未指定の歴史文化遺産は、今後も継続して遺跡の学術調査などが必要とされる。

②名勝地

名勝に関する指定等文化財はない。

未指定のものは4件で、朝顔光明寺の境内にあり、『源氏物語』のなかで光源氏が月見をした池に後世、比定された「光源氏月見の池」がある。また、^{ほんしようじ}本松寺、^{えんしゆいん}円珠院、^{うんせいじ}雲晴寺には宮本武蔵が作ったとされる庭が残っている。

市内の商家や洋館などの庭園は調査が進んでいないが、名勝庭園掘り起こしのため、今後の調査が必要とされる。

③動物、植物、地質鉱物

天然記念物の指定文化財は、市指定の^{ずいおうじ}瑞応寺のソテツの1件である。

瑞応寺のソテツは、雌株で寺が天正年間（1573～1585）に建立された当時よりあったものと推察されている。樹齢は400年を超える。

未指定の動物、植物、地質鉱物は14件で、市内各地の湧水や「どっこんしょ」と呼ばれる井戸があげられる。そのなかでも林神社の近くに「立石の井」があるが、ここには大蛸伝説が伝わっている。

このように、段丘崖から染み出る湧水が明石の酒造りなどの生業の基礎となっており、保存と活用のための方策の検討が必要とされる。



立石の井

(7) 文化的景観

本市では、重要文化的景観の選定はない。

未指定の文化的景観としては、6件を数え、漁業を中心とした文化的景観と宿場町を中心とした文化的景観があげられる。

① 漁業を中心とした文化的景観

本市では、市を代表する生業である漁業と人々の生活が一体となった景観として重要であり、「平成27年度文化遺産を活かした地域活性化事業」により、市内の漁村に関する調査結果をまとめた『明石の漁村－「鹿ノ瀬を巡る漁業とくらし」－』を刊行している。

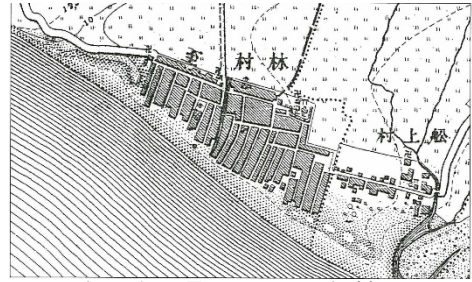
同冊子の作成にあたっては、文献研究により本市の魚と漁について歴史的流れを把握し、各論として、林地区と二見地区の2地区を調査している。

このうち、旧林村の明治19（1886）年の仮製地形図と現在の町割りを比較すると、漁業者の居住地の区割りはほとんど変わっていない。町は10軒単位の近隣組としての隣保が構成されており、地縁による漁撈集団と祭祀集団が一致している。

また、明治30（1897）年刊行の「兵庫県漁具図解」で示された捕獲魚類は現在も林地区の主要捕獲魚類となっている。さらに、伝承を伝える「雌鹿の松」や「鹿ノ瀬」などの地名、松江海岸の「赤石」の碑なども残されている。

林地区は漁村集落の町割りのみならず、古い民家も残されており、港町の文化的景観を今に継承しているといえる。

このため、文化的景観としての調査ならびに保存・活用方策の検討が必要とされる。



明治19年測量2万分の1仮製地形図「林村」（参謀本部陸軍部）



林地区の町並み

②街道筋を中心とした文化的景観

大蔵谷は江戸時代に西国街道が整備された後、宿場町として発展した。宝永元（1704）年には本陣1軒、旅籠屋60軒、馬46匹、駕籠問屋2軒、駕籠仲間80人を数えたとされる。

住野文書にみる「大蔵谷御本陣旅籠屋宿割附図」と現在の地図を比較すると、裏道往来（脇道）と大蔵院などの社寺の位置は当時と同様である。

現在も大塩邸や卯月邸、服部邸（都市景観形成重要建造物）が確認されており、当時の面影を残している。

また、街道筋一帯では、穂蓼八幡神社（越智神社）の五枚布団太鼓や稲爪神社の大蔵谷獅子舞、牛乗りなどの民俗文化財や、地藏堂や地藏盆の行事が受け継がれている。

有形の町割りや町家、無形の布団太鼓、獅子舞、地藏盆などの行事を含め、大蔵谷地区は街道筋跡の文化的景観を今に継承している。今後、文化的景観としての保存・活用方策の検討が必要とされる。